

移管対象事務の選定基準について

1 二つの基準の考え方について

「移管対象事務の選定基準」

都が行っている事務の中から、特別区への移管を検討すべき事務（以下「検討対象事務」という。）を選定するための基準である。

基準設定の目的は、検討対象事務リストを作成することである。

「具体的な事務移管の是非を判断する基準」

検討対象事務（リストに掲げられた具体的な事務）について、特別区へ移管すべきか否かを具体的に判断するための基準である。

基準設定の目的は、移管の是非を具体的に検討することにより、移管事務候補リストを作成することである。

2 「移管対象事務の選定基準」の考え方について

特別区への事務移管を積極的に進める観点から、府県事務を含め、幅広く検討対象事務とする。一方、府県が実施すべきことが明らかな事務は検討対象事務としない。

検討対象事務リストを迅速に作成し、効果的に事務移管の検討を進めるため、「移管対象事務の選定基準」は、極力、事実に基づいて判断できる客観的なものとする。

3 移管対象事務の選定基準

都が行っている事務を次のとおり分類し、この分類に応じて、検討対象とするか否かを整理する。

(1) 法令に基づく事務

一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務

検討対象事務とする

（具体例）

都市計画決定に関する事務、上下水道事務、消防事務

建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務

検討対象事務とする

(具体例)

大規模な建築物の建築確認、食品衛生、狂犬病予防等

法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務

検討対象事務とする

(具体例)

大気環境改善指導事務、土壌・地下水汚染対策事務等

法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの

検討対象事務とする

(具体例)

- ・地方自治法により特例市・中核市・指定都市が処理できるとされている事務
- ・個別法により特例市・中核市・指定都市等が処理できるとされている事務

府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務
(具体的には、事務処理特例制度により各政令指定都市が処理している事務を抽出)

検討対象事務とする

(具体例)

不動産登記法に関する事務(登記の囑託)、国有財産法に関する事務(境界確定の協議、調査、境界の決定等)等

(から を検討対象とする理由)

他地域において基礎的自治体が処理している事実があるため。

上記以外の府県事務

検討対象事務としない

ただし都又は特別区が個別に提案した事務で、特別

区への移管を検討すべきと認められる事務があれば検討対象事務とする。

(具体例)

- ・ 広域にわたる事務
- ・ 区市町村に関する連絡調整事務
- ・ 区市町村が処理することが適当でないもの

(理由)

- ・ 全国的に見て基礎的自治体を実施している可能性が低い事務であるため、さしあたり検討対象事務とはしない。

(2) 任意共管事務

都と特別区がそれぞれ指定した事務を検討対象事務とする

(具体例)

公営住宅、都市公園、公立高校等

(理由)

- ・ 都が行っている任意共管事務は多岐にわたっており、これを全て洗い出すためには膨大な作業を要するとともに、検討対象事務を選定する統一的な基準を作成することも困難である。
- ・ このため、移管を検討するのにふさわしいと思われる事務を、これまでの都区における検討も踏まえて都と特別区がそれぞれ出し合い、それを検討対象事務とする。

4 検討対象事務リストの作成等

法令に基づく事務について、それぞれの分類に属する事務を抽出し、「検討対象事務リスト」を作成する。

任意共管事務について、都区がそれぞれ出し合った事務を合わせ、「検討対象事務リスト」を作成する。

「検討対象事務リスト」に記載された事務について、今後検討する「具体的な事務移管の是非を判断する基準」に照らして、特別区へ事務を移管すべきか否か、具体的に検討する。